**「*NetKidsシリーズ*」バージョンアップ申請書**

**( □** 注文書として使用する。直販時用**)**

|  |  |
| --- | --- |
| ご記入日 | 年　　　　月　　　　日 |

**１．保守対象製品 (ライセンス数)**

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | **対象ライセンス** | |  | |  | |
| **iMrak V3** | **Ping版** |  | 本 |  |  |  | |
| **10項目版** |  | 本 |  | |  |  |
| **50項目版** |  | 本 |  | |  |  |
| **無制限版** |  | 本 |  | |  |  |
| **全部入り** |  | 本 |  | |  |  |
| **Reporter V2** |  | 本 |  | |  | |
|  |  |  |  |  |  |  | |

|  |  |
| --- | --- |
| **対象期間** | **20○○/○○/○○～20○○/○○/○○** |
| **対象ライセンスコード** | **○○○○○-○○○○○○** |

**２．エンドユーザ情報**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **会社名** |  | | **部署名** | |  |
| **ご住所** | 〒 | | | | |
| **担当者氏名** |  | **ｅ-mail** | |  | |
| **TEL** |  | **FAX** | |  | |

**３．保守契約企業情報　　□：同上の場合はこちらをチェックしてください。**(チェック時未記入可) **※ご請求先 (**直販注文書兼用時**)**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **会社名** |  | | **部署名** | |  |
| **ご住所** | 〒 | | | | |
| **担当者氏名** |  | **ｅ-mail** | |  | |
| **TEL** |  | **FAX** | |  | |

**４．販売店情報　　□：同上の場合はこちらをチェックしてください。**(未記入可)

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **会社名** |  | | **部署名** | |  |
| **ご住所** | 〒 | | | | |
| **担当者氏名** |  | **ｅ-mail** | |  | |
| **TEL** |  | **FAX** | |  | |

**５．情報配信先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **※製品情報配信先**(複数可) | □　エンドユーザ（上記2） | □　保守契約企業（上記3） | □　販売店（上記4） |
| **※保守更新確認書送付先**  （更新連絡先.**1ヶ所のみ**） | □　エンドユーザ（上記2） | □　保守契約企業（上記3） | □　販売店（上記4） |

※製品情報配信には製品のバージョンアップのご連絡も含まれます。　※全てメールでの対応になります。

**◎本紙お申込みをもって、保守契約書に同意したものとする。**

※ご記入頂きました情報は、製品の販売、保守等のサービスを履行する為にのみ利用させて頂きます。

株式会社アイ・エス・ティのプライバシーポリシー　URL：<http://www.istinc.co.jp/privacy/index.html>

|  |
| --- |
| **備考:** |

|  |
| --- |
| 本申請書に関するお問合せ：株式会社アイ・エス・ティ営業部 Email：sales@istinc.co.jp/TEL：０３－５９１７－５６３０（代）/FAX：０３－５９１７－５６３１ |

**アイ・エス・ティ記入欄**

|  |
| --- |
|  |

**NetKidsシリーズ 保守契約書**

（NetKidsシリーズ保守契約更新確認書15年01月改正）

）

この保守契約書（以下「本契約｣）は、表面「NetKidsシリーズ」ユーザ登録兼ライセンス申請書（以下「申請書」という）に記載の保守契約企業（以下「甲」という）と株式会社アイ・エス・ティ（以下「乙」という）との間のNetKidsシリーズ（以下「本ソフトウェア」という）の保守サービスに関する契約書です。甲は、乙に申請書をご提出いただいた時点で、以下の本契約に同意したものとします。

**第１条（保守サービスの委託）**

本契約に基づき、甲は本ソフトウェアに関する保守サービスを乙に委託し、乙はこれを受託するものとします。

**第２条（保守サービスの内容および対象範囲）**

１．本契約に基づき乙が実施する保守サービスの内容は次の各号のとおりとします。

(1)　電子メール、電話、Fax等による操作方法等のご質問に対する回答

乙は、甲またはその顧客からの電子メール、電話、Fax等による本ソフトウェアの使用方法またはマニュアルの記述等に関する問い合わせに対し、回答するものとします。

(2)　マニュアル・カタログ等乙の提供する本ソフトウェア関連文書に記載した機能が実現しない等のソフトウェア障害に対する対応  
乙は、甲またはその顧客から提供された資料等にもとづき、本ソフトウェアに関する障害発生原因の解明を行い、その結果を顧客または甲に回答するものとします。

(3)　プログラムの更新版の提供  
乙は、甲またはその顧客にプログラムの更新版（バージョン番号の小数点以下の更新版）を無償で提供するものとします。

２．本ソフトウェアの使用制限は、「エンドユーザライセンス使用許諾書」に準ずるものとし、保守サービスの対象範囲は、本ソフトウェアに限られます。なお、本ソフトウェアがインストールされたコンピュータのOS（オペレーティング・システム）およびハードウェアが乙または製造元のサポート対象となっていることを保守サービス提供の前提条件とします。

３．障害対応において、本ソフトウェアに起因するかまたは乙の製品以外の製品（ハードウェアを含む。以下「第三者製品」という）に起因するかの切り分けの必要性がある場合、甲またはその顧客は当該第三者製品の製造元への問合せ等、障害の切り分けに必要な協力をするものとします。

**第３条（保守サービスの適用除外）**

次に定める事項は、前条の保守サービスの適用除外とします。

(1)　顧客の依頼による機能追加その他の改良

(2)　本契約のシリアル番号と合致しないソフトウェアの保守

(3)　本ソフトウェアのアップグレードを行う為の作業

(4)　日本国内以外で使用される場合

(5)　事故・不注意・誤用・第三者の使用による故障および、損傷の修復

(6)　天災、水害または、その他不可抗力による故障および、損傷の修復

(7)　第三者製品等の使用に起因する故障および、損傷の修復

**第４条（実施時間帯）**

１．保守サービスの受付および実施時間帯は、次のとおりとします。

平日月曜日から金曜日の午前9時30分から午後5時00分まで （但し、祝祭日・年末年始その他、乙の休業日および午後12時から１時までを除く）

２．保守対応は、電子メール・電話・ＦＡＸによるものとします。

３．保守サービスの受付内容が第２条の保守サービス内容または対象範囲を超える場合は、両者で別途協議のうえ対応を検討するものとします。

**第５条（保守サービス料金および支払方法）**

１．保守サービス料金は、乙の所定の料金とします。

２．甲は、保守サービス料金を前年度の保守サービス契約期間満了月の末日までに、乙指定の金融機関口座に振込むものとします。

３．前二項の内容について甲乙間で文書にて別段の合意をした場合は、その内容が優先するものとします。

４．甲は、保守サービス料金およびその他の費用に対し消費税法および地方税法所定の税率を乗じて算出された消費税等を、各料金または費用とともに乙に支払うものとします。なお、保守サービス料金等の振込手数料は甲が負担するものとします。

**第６条（契約の譲渡・再委託）**

１．甲は、乙の事前の文書による承諾なしに、本契約の権利・義務の一部または全部を第三者に譲渡し、または承継させることはできないものとします。

２．乙は、事前に甲の承諾を得ることにより、本契約の保守サービス業務の全部または一部を、再委託できるものとします。この場合、乙は、自らの責任と負担により再委託するものとし当該再委託先に対して、本契約上の機密保持義務と同等の義務を遵守させるものとします。

**第７条（保証・免責**）

１．本契約に基づく保守サービスに瑕疵があった場合、乙は必要な保守サービスを合理的な範囲で繰り返し実施することとします。

２．前項の規定は、本契約に基づく保守サービス実施に関する乙の責任の全てを規定したものであり、本ソフトウェアの欠陥の全てが是正されること、第三者製品に起因する障害の対応を実施すること、あるいは甲または甲の顧客のデータや動作環境を復旧させることまでも保証するものではないものとします。

３．甲または甲の顧客が作成したデータや動作環境は、甲または甲の顧客が責任をもって管理するものとし、いかなる場合も、乙は何ら責任を負わないものとします。

**第８条（責任の範囲）**

１．乙は、保守サービスの実施において、乙の甲に対する補償は責任の根拠如何を問わず、直接の結果として被った現実の損害に限定され、かつその補償額は、本契約に基づき甲が乙に支払った保守サービス料金の年額をもってその上限とします。

２．乙の帰責事由によらない損害、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者から甲に対してなされた損害賠償請求に基づく損害については、乙は責任を負わないものとします。

**第９条（契約期間、中途解約、再契約、販売停止に伴う措置）**

１．保守サービスの契約期間は、本ソフトウェアの乙の出荷日の翌々月１日から１年間とします。

２．甲は、当該期間満了前に乙より送付された確認書のご提出をもって、本契約の更新有無を乙に知らせるものとします。

３．乙は、甲より本契約の全部または一部を中途解約の申し出を受けた時に、既に甲より支払いを受けた保守サービス料金について返金しないものとし、甲はこれを了承するものとします。

４．甲は、本契約の期間満了後に本契約と同一条件にて再度契約する事が出来るものとします。ただし、本契約の期間満了後3ヶ月を経過した場合自動解約となり甲はこれを了承するものとします。

５．本契約の更新をキャンセル・解約した後に本契約と同一条件にて再度契約する事が出来るものとします。ただし、この場合はライセンス数分の別途契約手数料が発生するものとし、この場合の契約期間の開始日は乙へ再契約の注文を行った月の翌月1日からとして甲はこれを了承するものとします。

６．本ソフトウェアについて乙が販売を停止した場合、当該の本契約は販売停止日の属する本契約の期間満了をもって終了し継続出来ないものとします。

**第１０条（機密の保持）**

１．甲および乙は、相手方の文書による承諾なくして、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上またはその業務上の機密情報を、本契約の履行上の範囲内でのみ社内（役員、従業員のほか、機密保持義務を負う弁護士、公認会計士などの外部専門家を含む。）で開示･使用するものとし、第三者に開示・漏洩および本契約に基づく保守サービスの目的以外に使用しないものとします。

２．前項にかかわらず、次の各号の１つでも該当する情報について、甲または乙は前項の義務を負わないものとします。

(1)　開示の時、既に公知となった情報。

(2)　開示後、機密情報を受領した当事者の責によらずに公知となった情報。

(3)　第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。

(4)　開示の時点で既に保有している情報または機密情報によらずに独自に開発した情報。

(5)　法令により開示義務を負う場合に対象となった情報。

**第1１条（個人情報の保護）**

甲または乙は、本契約に基づき相手方から開示を受けまたは本契約上知り得た個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいい、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）について、個人情報保護法に基づく適切な安全管理のもとに取り扱うものとし、第三者に対して一切開示または漏洩してはならないものとします。また、個人情報について、相手方の文書による事前の承諾なくして複製、改変してはならないものとします。但し、保守サービスを実施する目的のための開示は、甲または乙はあらかじめ承諾しているものとします。

**第１２条（契約の解除）**

１．甲または乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、その相手方は通知催告無しに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1)重大な過失または、背信行為があったとき。

(2)財産状態が著しく悪化しまたは、その恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

(3)相手方の本条項に基づく債務不履行が、相当期間を定めてなした催告後も是正されないとき。

２．甲または乙が本契約の条項の一に違反し、相当の是正期間ある催告にもかかわらず契約を履行しないときは、相手方は保守サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。

３．前二項の解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。甲または乙が第１項各号の一に該当しまたは前項に該当した相手方に対して負担するすべての債務につき期限の利益を喪失するものとします。

**第１３条（存続条項）**

本契約第６条乃至第１１条、第１２条第３項、本条および第１５条の各条項は、本契約の有効期間が満了または終了した後も有効が継続するものとします。

**第１４条（協議事項）**

本契約に定めのない事項または本契約の解釈、履行につき疑義を生じた場合には、甲乙誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

**第１５条（管轄裁判所）**

本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

以上

（NetKidsシリーズ 保守契約更新確認書\_保守契約条項）